

明治四十二年一月十五日(毎月一月十五日付)

統

一

第一百六十七號

目 次

社會改善に關する予の所見

日蓮上人の警句

日宗新報に寄せて長遠樹帥の本門

寺復讐問題に賛意を表するの書

日蓮聖人年譜

眞情流露

雑報

宗務廳錄事

財團公告

本多日生
山根日東
忍水
松尾鼓城

日

次

社会改善に關する予の所見

民運七人の警句

日本新報に寄せて長崎船頭の本所
寺復興問題に賛意を表するの書

支那で人年限

真情流露

等

家政、婦教事

時論の告

本多日生
山根日東
忍水
松見筑城



宗内一般

訓 諭

世間の樂及び涅槃の樂を與へんがために我師主世尊はこの世に降誕し給ひ先づ生前を安んじて更に沒後を扶けんがために我聖祖上人の活動奮闘し給ひしは宗門一般の知悉する所然らば眞佛子を以て任ずる我教徒安國論師の流に沿する我法孫はこの遺風を顯彰し克く世道を扶け人心を導き先づ本佛の慈光を隨世間の方面に於て發揮すべし然らずんば高遠なる涅槃無上の妙益は凡俗の心裡より愈々遠ざかり伽藍僧伽は無用の長物として厭忌せらるべし若し道を念ひ世を憂ふるの心なくんば斷じて佛衣を着ること勿れ佛飯を食むこと勿れ虚しく信施に生くるは佛子唯一の耻辱なり罪科なり行學の二道は信心より起る行學絶へなば佛法あるべからずと聖訓凜乎として今猶聲あるを覺ゆるにあらずや心を潜めて我教團の精華を案するに法理としては佛教統一の最高最善の旨致を紹繼し闡揚し化儀としては至誠殉道の覺悟を定めて内には背法

雜信の非行を諒め外には慈悲應同の美風を揚ぐるものは是れ則ち我家の遺法なり『門に立ちもの乞ふ人の聲きかば憐れと思へ施さずとも』『おのづからよこしまに降る雨はあらじ風こそ夜の窓はうつらめ』『芦の葉のかたちは舟に似たれども浪花の人をえこそ渡さね』と噫慈訓諱々母の子に教ふるに似たり宜しく宗祖開祖の遺訓に顧み世道人心の裨益を念とし社會の向上改善を期圖するの事業に對しては率先事に當り死身弘法の熱誠を世善開會の上に將ち來りて世人と異教徒の前に我特色ある光彩を發揚すべし是れ則ち佛恩に報答する所以の道にして亦是れ皇運を扶翼する國民の本分なり不肖日生感ずる所あり國運の隆昌を望み教風の振張を念ふて茲に之を訓諭す

明治四十一年十二月世尊成道の日

顯本法華宗管長

大僧正 本多日生

社會改善に關する予の所見

- (1) 社會改善の必要 ○現代文明の缺陷
(2) 社會改善の理想及方法 ○對症的の改善策
(3) 社會改善に對する佛教徒の主義態度 ○手段的の手段態度

本多日生

事實也、我等臣民戊申の詔書を拜して誠に恐懼に堪へず。若し夫れ今日に於て何等の施設を圖らず、感化教濟の方法を講ずるなくして、勢の趨く所に放任せは、その究極する所我等の住める社會は怨恨落魄の巷と化し、今之所謂文明なる者は、決して謳歌し歎迎すべしにあらずして、却つて厭忌し咒咀すべしとの聲を聞くに至らんも、復未だ知るべからず。現に社會主義者の或る者は極端なる反抗者として、猛烈なる破壊意見を抱懷し、時に獻身的熱情を以て之が實行の機を窺ひつゝあるものゝ如し、彼等は人生の眞意義を解せず、終局の目的は之を現實已上に求むべきを知らず、又社會の發達には秩序と調和との尊重すべきものあるを悟らず、宗教の妙致に致りては盲の如く、文學の趣味に對しては疎の如し、彼等は德育の目的を解せず、又眞の幸福は、物質已上に存する所以と思はずして、只明りに爲政者を惡み、頻りに富豪を怨みて

第一現代の文明に伴ふ餘弊は、生存競争の激甚を來たし、人情日に險惡に流れて不良者の數を増し、生活難の聲月に高まりて貧困者愈々加はる、寔に悽惨の狀見るに忍びざるものあり、之を歐米の現状に視るも、之を我國の實況に徵するも、屢々として掩ふ能はざるは

(1)

力によりて、現代の社會を破壊せんば止まざらんとす。今公正の見地に立ちて、仔細に彼等の理想と方法とを吟味するに、その理想は稍劣にして寧ろ弊むべく、その方法は無謀にして固より唾棄すべき也、然れども現代の社會組織とその趨勢とに對しては、之を完全なり満足すべしと謂ふ能はずして、確かに改善すべき必要は各種の方面に存せる也。

不良者貧困者の多くは、彼等の放逸懶惰より來れるに不良者貧困者の多くは、彼等が劣敗失意の地に陥り、もせよ、世の地位あり資産ある人は、仁愛同情の念を以て、適當なる方法の下に、之を感化教濟する責任あるを自覺せんばあらず、彼等が劣敗失意の地に陥り、不良罪惡の淵に沈みて、社會の暗黒面に呻吟するに至れるは、一概に彼等自身の罪のみに歸し難きもの在りて存す、彼等の中には先天的生理より來れるもあり、低能癡疾より來れるもあり、又人生の運命に翻弄せられて、競爭場程より落伍せらるもあるべく、何れにしても同情に憤ひする、懲然なるものゝ多數なるは事實也。

同じく生を人間に蒙けて、食ふに食なく、著るに衣なく、臥すに室なきものあるを見聞しては、同情心ある者は、只自己の安逸と快樂との上に満足せらるべきにあらず、食事の際大が顔を出して見つめ居れば、彼れが喰ひたがつて居ると思はれて、食事は甘からざるべし、之と同じく我等は二度三度安かに食事をなすの時、他に食物の得られずして、腹を空ふして喰ひたがつて居る者ゝ多々ある事、我等枕を高くして暖かく眠むる時、世には眠むるに室なく、著るに衣なくして寒に泣くもの幾千萬人我同胞中に存する事に想到すれば、決して心持のよきものにはあらず、されば同情心に富める人は、自身が快く人生を送るよりするも、社會改善の實を擧げて、食なき者には食を得せしめ、衣なき者には衣を得せしめ、室なき者には室を得せしめ、病に苦める者を救ひ、倚るに所なき者を憐み、自助自營の力なき者には、自活の能力を得せしめ、職を教へ業を習はしめ、以て世に怨恨落魄の徒ながらしむるは凡百の事業中、尤も愉快にして昌盛基なる事業にてあ

や二つ造くつたとて、音楽堂の一個處や、二個處建てたとて、其れて公共的娛樂の設備を完成したりと謂ふを得ざるべし

又教育機関としても、普通教育の大に就學兒童と境加したるは喜ぶべしと雖ども、不良者貧困者低能兒不具者癡疾者に對する特殊教育の機關に至りては、未だ幼稚の域を脱せずして、之を全國に就て見れば設備の不完備は免れざる也

又衛生上に就いて見るも、公衆衛生の設備も、不治病者傳染病者行路病者等に對する設備も、改善發達を期すべき點の多々存するを見る也。

進んで天下の風教に於ける風氣品性に見るも、國民の宗教に對する道念信仰に見るも、現狀に満足する能はざるは勿論、自然の傾向に一任し難きものあるべし、これ等に就ては經國の士の三及び思を致すべき所なりと信ず

其の他の經濟方面より見れば、質屋の官營制度、強制保険の實行、勞働紹介所の設置、長屋の改良、下等飲食の組織設備が出來てよい筈のものと信ず、公園の一つ

店の公設、消費組合、信用組合の組織等、幾多の改善向上を計るべきものあり、副業の獎勵、兒童預所の開設等も、生活の安固を計り、細民の苦を減する上に直接の干係ある問題にして、一日も早くその實現を希はんばあらず。

斯くの如く先づ二大必要よりして、社會改善の一 日も忽にすべからざるを認むべし、則ち現代文明の缺陷を匡救する上より考ふるも、又舊來の社會組織の不完全不備を憂ふる點より考ふるも、社會改善の必要は痛切に感ぜらるる也、されば多少にても世を憂ひ、生を憐むの心ある人は、社會改善の叫びに對して晏然たるを得ざるべき也。

(2) 社會改善の理想及方法 ○ 理想的の改善策
社會改善の必要は、最早多くの辨を費すを要せざるべし、然りと雖とも、其の改善に就いての理想と、その實現を期するに就ての手段方法とに至りては、尙ほ大に講究を要するものある也、社會主義者の或る極端なる理想と方法との贊同すべからざるは云ふまでもなく、

社會改善の理想と方法を見ると、二大別ありと思ふ。一は社會弊害の一部を痛切に感じて、其の方面の改善に熱中し、他面に於ける改善の必要を認知せず、又社會組織の全体とその眞意義とを達觀するなくして、局部の事象に就て極端なる悲觀を抱き、八釜敷云々手合跡からず、例へは國民の貯蓄心乏しくして、爲めに國家經濟の基礎堅からざるを憂ふるの餘り、一概に儉約貯金のみを獎勵して、他面に産業の發達を忘れ、公共心の減退し、國民風尚の陋劣に陥るを顧みざる如き遣り方もあり、又經濟と道德との調和を理想し、其の實現に就いても、公德と生計とを併せて發達せしむる通り方もある也、是等は比較的善き考へなるべけれども、他面に娛樂とか衛生とか文學とか宗教とかの必要を遺却して、遂には社會をしてチサな窮屈なるものに仕上げんとする也。

今は只一二の例を挙げたるに過ぎざるも、斯くの如くに社會組織の全体と達觀せず、又人生の眞意義を悟了せず、只局部の弊害のみを苦にして、一時的改善を理想するものその一派となせる也。

他の一派は之に反して、社會組織の全体を達觀し、人生玄妙の秘機をも捉へて、極めて能く調和し圓熟せる理想を抱き、而して之を實現する方法に就いても、尤も進歩せる科學的研究より來れる充全なる方法を採用するものはれ也。

この二派に就て、先づ賛否去就を決せんはあらず、恰も佛教に散漫と統一との二派ありて、散漫派は佛教の部分の教義行法を骨張して、遂に不統一極まる宗教たらしめ、之に反して統一派は一貫調和の大理想より、秩序あり統括ある大化導を實現せんと努力せるものなりが、社會改良意見にも亦散漫派と稱し、統一派と名づべき二大別あるを見る也、佛教の二派に就て見るに最初はその利害得失の明かならざるものありしも、今に於ては散漫派の主張と盡力とが、却つて大に佛教

を禍し、その眞價を失へるに鑑みれば、彼の社會改善の理想も局部のみを苦にして、社會全体の組織と達觀せず、人生の眞意義を悟了せざる手合の造り口は、今日の處にては、社會の改善に盡して呉れるのであるから雖有やうに見ゆれども、後年又その弊に苦ざざるを得ざるべし、是れ社會改善を以て任するものゝ豫じめ慎重なる講究を要すべし所なりとす。

社會一部の弊を見て之を匡正すると、一時の害を見て之を救治するとは敢て不可なりとは云はず、時弊を匡め特殊の害を除くは、緊切なる改善策なるべしと雖とも、社會の永き生命と全体の組織との上に、着々歩武を進めて不變に向上を促す所の大理想を缺きたらんには、社會問題を語る資格を有する者と謂ふを得ずされば苟も社會改善に任する者は、何等の階級何等の職務在るにせよ、所謂達人の大觀なるものなかるべからず、之を古今に通じて謬らざる底の充全なる主義を抱持すべし、この不變に向上せしむる大理想と、又隨時隨處に適切なる教治とを併せて會得するを要す、恰

も良醫の病と治するに對症療法として、うの現に發病せる局部を醫すると同時に、全身の健康を回復せしむるが如く。元來醫士は全身の健康を目的として局部の病症を對治すべきものなるが、社會の改善に就いても先づ健全なる發達を理想して而る後に、隨時隨處の改善に手を下すべし、苟も社會改善に任する者は豫めこの間の消息を會得するを要す。

今こゝに一個の農村を改良するとせんか、只村民の飲酒を嚴禁するか、貯金を獎勵するか、稅金の滞納を責むるか、是等の一事のみに就いて八釜敷云ふとも、決してその目的を達し得らるべきにあらず、縱令その目的は達し得たりとするも、理想的農村の實現せらるべきにあらず、故に少なくとも農村の改善と期圖する人は、先づ深き同情を以て農民の娛樂を察し、その缺乏せる設備を完成し、副業を獎勵して富の度を進め、風教の上よりは高尚品位の何たるかを知らしめ、更に宗教上の迷信を排斥して神聖なる靈光に浴せしめ、衛生の知識を與へ家庭の調和を教へ、公共心の發達を促が

となも骨となり體となりて、確かに民族精神を形成せる也。

然れば國民思想の奥底には、今尚ほ多大なる潛勢力を有し、今後物質的文明に満足する能はずして、精神的方面に安立の地を求めるとする、人生必然の要求にして發現せん時、國民の大多數は何れの教の下に集まり来るべきかと云ふに、無論佛陀の基督教の下に集まるは、達人の争ふ能はざる所ならん。

現今僧徒の暗甲斐なきを見て、佛教は再び起つ能はずと思へるは、蓋し淺見者流の事也、我日本國民の民族精神は國家の不利を顧みず、復歴史的生命を忘れて盲動するが如き、思慮なき國民にあらざる也。

然れば現今之縉衣闊頂の人は、或は社會的大活動を起すの意義と實力とを缺失せるにもせよ、國民の民族精神の権化は如何の處より凝結し、醸酵し來りて、佛教の主義を時代に活用し、國民の精神的安立の基礎を造くるは火を見るよりも明かにして、斯くの如きの實例は我國史の證明する所、その機微を察知すべき事

も良醫の病と治するに對症療法として、うの現に發病せる局部を醫すると同時に、全身の健康を回復せしむるが如く。元來醫士は全身の健康を目的として局部の病症を對治すべきものなるが、社會の改善に就いても先づ健全なる發達を理想して而る後に、隨時隨處の改善に手を下すべし、苟も社會改善に任する者は豫めこの間の消息を會得するを要す。

今こゝに一個の農村を改良するとせんか、只村民の飲酒を嚴禁するか、貯金を獎勵するか、稅金の滞納を責むるか、是等の一事のみに就いて八釜敷云ふとも、決してその目的を達し得らるべきにあらず、縱令その目的は達し得たりとするも、理想的農村の實現せらるべきにあらず、故に少なくとも農村の改善と期圖する人は、先づ深き同情を以て農民の娛樂を察し、その缺乏せる設備を完成し、副業を獎勵して富の度を進め、風教の上よりは高尚品位の何たるかを知らしめ、更に宗教上の迷信を排斥して神聖なる靈光に浴せしめ、衛生の知識を與へ家庭の調和を教へ、公共心の發達を促が

して村是を定め、娛樂と訓育と相俟つて以て、自治經濟道德宗教衛生産業等の調和的發達を期圖せんばあらず

(3)社會改善に対する佛教徒の主義態度○目的的の手段態度
現今社會改善を主導する人々の中には、往々歐米の思想に醉みて、我國の社會組織の何たるかを考察するなく、又佛教が我國家社會に如何なる關係を有するかを熟慮せずして、偏狹なる意見を抱ける人あり、彼等は社會なるもの、歷史的生命を有するかを得せざる淺見者流也。又彼等は佛教の教義にも史的事實にも、全然盲目的なるを自白せる也。

我國の歴史的生命は、神儒佛三道の思想を調和して發達せるものなるは極めて分明なる事實にして、特に佛教は社會の各方面に消化せられて、國民の血となり肉

象は、現に歴々として存す。

佛教が彼等淺見者流の見るが如く、今日已後次第に滅退滅亡するものならんには、敢て國家のため社會のために憂ふるに足らざらんも、之に反して今後の社會改善に就て、佛教が社會永久の生命となり中権となり、實行力となるべくんば、佛教徒の態度如何が、我國家社會に大關係を有するを覺らすんはあらず。

前にも述べたる如く、社會の改善に就ては、隨時隨處に緊切なる改善を策すると同時に、全体に永久に普遍的にして又不變的な理想を要し、且つ之を實行する難局に當りて、犠牲の地に甘んずるもの無くんばその奏効を望むを得ず、佛教はこの不變普及の大理想と興ふるに於て、他の區々たる改善の理想に卓越せるのみならず、順應の活作用を有する調和的包括的大宗教なれば、現代の科學的研究より齎らす、最近進歩の理想と方法とを吸收して能く之を消化し、從つて隨時隨處に適切なる改善の方法を採用するは疑ひなき所、加ふるに宗教的信仰は、元來犠牲的精神を養ふものにし

て、社會事業の如き報酬少なき仕事に就て他と競争するか、若しくは併行するに當りては、必ず特種の實行力を顯はすことも亦疑ひなき所なれば、縱し今日の僧侶は社會の落魄者多くして、この改善の實行に當る意氣と實力とを缺失せるにもせよ、そは今日の僧侶の病的現象のみ、斯かる病的現象は時間の經過と共に消へ去りて、内には永遠不滅の大信仰を有し、外には實際社會の指導啓發を以て自任し、改善向上を以て本領とする意氣あり信念あり實力ある青年士女の、更に佛門に入りて活動する日あるは疑ひなき所、而してこの時に至らば必ず佛教徒の手によりて、我國家社會の改善向上は實現せらるべき也。

世人或は之を目して空想なり、佛教に醉へる者なると云はん、されど予は決して輕忽に之を云ふものにあらず、又佛教に心醉せるにもあらず、請ふ冥想審思せよ、現代社會の表面には物質的拜金的個人的思想の汪濊せざるあるも、他面にはこの忌むべく悲むべき風潮を熟睹して、國家のため將た人生のために、凜乎たる道念を以て、現實世界の人生の上に關するにあらず。その慈悲の理由ありとするも、その教義は全く佛陀世尊の教濟に就ては、絕對相對二面の中には絶對面に屬し、相對的慈悲の上に爭論ありしにはあらず、世間の樂涅槃の樂を與へんとの佛意の上には、世間樂の方面に於て異論にして假益には關せず、隨世間の大慈悲社會の教濟に於て決して異論ありしにあらず、只往生を論じ解説を議する上と、その之を發する出離生死の行法にこそ異見を生じたれ、この人の世の貧者の味方となり、弱者の友となり、愚者を愛し不具者を憐み、病者を救ひ孤獨を扶くるに於て、豈重甲乙の見あらんや、我師

主世尊の現實の世に盡し給ひし聖國は、何れの宗派に屬する人にもせよ、之を渴仰敬慕せざるはなく、否我師主世尊の世間を、充足せんとなし給へる行願の後繼者として佛門に歸順せしものにして、その發心の元に反り、又各宗派の祖師先哲が、人の世のため優に社界の光となり、力となり父母となり、兄弟となりて、慈悲度の行願を果し給へる芳園に鑿みは、誰か感憤興起せざらんや

然れば、社會の改善教濟に盡すは、決して未來觀の信仰を起さしむる方便手段として之を行ふにあらず、この貧者を救ひ、弱者を扶くる事業は、是れ則ち佛祖行願の二大目的中の一個の眞目的を果すものにして、未來菩提の信念に導く。絕對的慈悲の熱誠と同一の決意として派別の妄執を脱却し、何等墻壁の心なく猶疑の念なく、快く起つて精神的大同盟を形成せよ、若しこの明斷なる識量を缺如し、社會の改善に盡すを以て未

湛へて之を匡救する實力を養ひつゝあるの士女、決して渺少ならざると信ず、亂極まつて治起り、物窮すれば必ず通ずの理數に洩れずして、今や無名の士女は破窓の下に、將來の大沙門大善女と、渴仰せらるべき素地實力を養ひつゝある也、是れ則ち時代要求の產出する所、所謂時代の権化なるべく又佛陀靈光の輝きならんか

來觀の方便に供せんか、斯かる偏見より來れる事業には、眞乎協同の實を擧ぐる能はす、若し夫れ慈悲救濟の下に、或る種の信仰を強ゆることあらんか、此は一個の罪惡なりとの批難を受くるも辭なからべし、パンを與へてアーネンを云はしめ、菓子を與へて佛號を稱せしむるならば、彼の動物を仕込みに食物を與へて藝術を習はしむると一般、是れ豈人權を無視し自由を剝奪せる一種の蠻行にあらずして何ぞ、予は断る乎として斯かる狹劣なる慈善を排斥し、正明なる見地に立つて隨世間の慈惠は、直ちに佛陀降誕の一個の眞目的なると主唱するもの也。

大涅槃經の迦葉讚佛の偈を見るに「慈心もて世間に遊び給ふ」と述べて今釋迦牟尼のこの人生に應同し、人間の情意を本位として、救濟し給へるを讚美せり、予はこの文を拜する毎に、轉た敬慕に堪へず。

世尊佛陀世に在ませし時は、豪貴援提迦王を化すると同時に、賤民優婆離を救ひ給ひ、智者舍利弗尊者を導くと俱に魯鈍周利槃特を度し給ふ、不良の央掘摩羅を

來觀の方便に供せんか、斯かる偏見より來れる事業には、眞乎協同の實を擧ぐる能はす、若し夫れ慈悲救濟の下に、或る種の信仰を強ゆることあらんか、此は一個の罪惡なりとの批難を受くるも辭なからべし、パンを與へてアーネンを云はしめ、菓子を與へて佛號を稱せしむるならば、彼の動物を仕込みに食物を與へて藝術を習はしむると一般、是れ豈人權を無視し自由を剝奪せる一種の蠻行にあらずして何ぞ、予は断る乎として斯かる狹劣なる慈善を排斥し、正明なる見地に立つて隨世間の慈惠は、直ちに佛陀降誕の一個の眞目的なると主唱するもの也。

大涅槃經の迦葉讚佛の偈を見るに「慈心もて世間に遊び給ふ」と述べて今釋迦牟尼のこの人生に應同し、人間の情意を本位として、救濟し給へるを讚美せり、予はこの文を拜する毎に、轉た敬慕に堪へず。

世尊佛陀世に在ませし時は、豪貴援提迦王を化すると同時に、賤民優婆離を救ひ給ひ、智者舍利弗尊者を導くと俱に魯鈍周利槃特を度し給ふ、不良の央掘摩羅を

慶遠塞戒經(十一丁)に云く
善男子よ有智の人苦提を求むる時設し財寶多からんには亦當に是の如き醫方を讀誦すべし。瞻病の舍を作り。病めるもの所願の飲食湯藥を具へ以て之を供給し。道路の間往(さまき)なるは平治して寬からしめ。蘇石糞穢不淨を除き去り。險はしき處の所須には若是板若は梯若は椽若は索悉く皆之を施し、曠路には井を作り果樹林を種へ。泉演(貯水の池)を修治し、樹木なき處には畜の爲めに柱を立て。負擔

經濟に關する教訓も亦至れり盡せるにあらずや
又經濟の忽にすべからざるを說いては、分度の制を定め潤益を四分して一分を生活費に二分を増資販賣に充て、他的一分を貯蓄して不時の用に備へしむ

優婆塞戒經(十二丁)に云く
貧無智の一語千古の警句にあらずや
又慈善を獎勵するや三施を説き、財政の上に更に法施を教へて訓育と授職とを云ひ、無畏施を教へて如何なる境遇に在るも、平和と満足とに生くるを得せしむ又勤勞の責むべきを教へては「汝一心に精進して常に放逸を離るべし」(法華經)と宣し一毛髮を以て大海水を搔乾すが如き強烈なる意志を示めせり
又娛樂と德教の調和すべきを教へ給へるあり

順權方便經(大藏第十卷ノ五)に云く
忍辱を以て瞋恚を攝し。精進を以て懈怠を攝し。一心を以て乱意を攝し。智慧を以て愚痴を攝し。財寶

(荷物人足)息ふ處には爲めに垂基(土の腰掛)を作り客舍を造立して諸の所須の瓶盆(盆)燈燭、牀、臥敷具を具へ。臭穢流るゝ處には爲めに橋廊(かけはし)を作り。津濟の渡頭(渡し場)には橋級筏を施し、渡る能はざる者は自在に之を渡し。老小羸廢(つかれた人)筋力なき者には自ら手もて携へ將て而して過ぎることを得せしめよ。と

この文を拜するに、慈惠の教訓至れり盡せるにあらずや
又經濟の忽にすべからざるを說いては、分度の制を定め潤益を四分して一分を生活費に二分を増資販賣に充て、他的一分を貯蓄して不時の用に備へしむ

優婆塞戒經(十二丁)に云く
善男子よ優婆塞戒を受ければ先づ世事を學び既に學びて通達せば如法に財を求めよ。若し財物を得は應に四分と作すべし一分もて應に父母己身妻子眷屬に供ふべし。二分は應に如法に販轉すべし。留餘の一分は應積して用を俟て。と

を以て貧窮を攝し。安和を以て苦患を攝し。歡悅を以て明智に從ふ。故に大乘と曰ふ。とこの文に安和を以て苦患を攝し歡悅を以て明智に從ふと説く所真に感佩すべき也。

樂環塔莊嚴方便經（第四〇ナ）に云く

若し此の樂環塔莊嚴の方便を以てせんば、一切衆生を教化する能はず。と月上女經（第一五九ナ）には、容顏花に似て慈念月の如き月上女に托して、清新なる音樂の力は懸に因はれたる青年の劣情を一轉して、高傑なる道念に向しめ得るを示し給ふ又同經には向上の尊むべきを教へて、「一切の諸法豈涅槃に向つて行かざらんや、我亦今に於ては彼に向よて行く」と説き給ふ更に社會凡百の事象を開顯しては、「若し俗間の經書更に復佛教徒は人道の通義を尊重する上より見るも、社会改善の事業に對しては、卒先努力せんばあらず、社會の相扶け相導びきて、向上を促すは人道の要諦なり、而して佛教は衆生恩を説いて、社會の調和的發達を理想とし、又悉く佛性有すとの大信條と掲げて、如何なる賤民貧兒も之を憐愍する以上に、更に佛子として敬愛し尊重し「我れ深く汝等を敬ふて敢て輕

この調和的大宗教に對して誰か蔑謾せざらんや、我等佛子は眷々服膺し、この遺風の發揚に向つて奮勵努力せんばあらず、更に佛教徒は、我皇國に大なる歴史的資縁を存する上よりして、特に國体國政を賛賀すべき本分を有す、我が國家社會に極めて適切なる順應を示めせるもの、是れ則ち日本佛教の特色にあらずや、佛法王法に冥し王法佛教に合して、こゝに寶土を現出せんとするは、是れ實に我等佛教徒の一貫せる大希望にあらずや、我れ日本の柱とならん、我れ日本の眼目とならん、我れ日本の大船とならんとの大誓願を紹織し發揚すべき也。

蒼蠅驥尾に附して萬里を渡り、碧羅松頭に懸りて千尋に延々、弟子一佛の子と生れ、諸經の王に事え、何ぞ、佛法の衰微を見て、心情の哀惜を起さじらんや。

（立正安國論）

國は法に依て昌へ、法は人に因て貴し、國亡び人滅しなば誰れか崇むべき、法を誰れか信すべき哉、先づ國家を祈りて、須く佛法を立べし。

（同）

上）

若し俗間の經書治世の、語言資生の業等を説かんも、皆正法に順ぜん

（妙法華經）

漫せず」との聖語を實踐し、「昔く一切に及ぼす」の道念を抱いて無迷平等の行願を實行し、「先づ生前を安んじて、更に沒後を扶けん」との聖訓を奉持するものにあらずや斯くの如くに、佛教徒は佛陀の世間面に於ける慈悲より見るも、又我國に於ける歷史的關係より見るも、更に人道の通義を尊重する上より考ふるも、他に卒先して社會の改善向上に向つて奮勵努力すべき本分を有す感する所あり、この一文を草す

先づ生前を安んじて、更に沒後を扶けん。

日蓮上人の警句

(妙典研究會第八例會に於て)

本多日生口述

石川顕隆筆記

今日は日蓮上人の警句と云ふ題に就て御話する考へてあります。警句とは、説明するまでもなく、言葉が簡短であつて、而かも其の中に非常なる活力を有する警拔なる語を云ふのであります。世間で云ふ格言とは少し違つて居ます。日蓮上人の御言葉の中には、此の警句が非常に多くあります。之を集め研究するは極めて有益にして且つ愉快なる方法であると信じます。元來日蓮上人に對する研究には、主義の方面と、人格の方面とがありますが、この兩面を研究せざれば、上人の偉大なる眞面目が明了致しません。近來多くの人々が上人の研究に熱中して参りましたは喜ぶべきことであります。未だ其の全面に涉つて居る人は殆んど乏しいやうであります。只だ上人は、意志の非常に

剛健の人であつたとか、豪壯の人であつたとか云ふ一面の見方が多いやうであります。それでこの警句につきましても、主義の方面と、人格に關する方面的の兩方があります。今日は人格に關する方面に就て御話します。本多日蓮上人の人格なり、御一代の経験の總てが其儘警句を成して居るのであります。例せば、櫻井中尉の書れた、肉彈の小説の如きもので我が國が露國に打勝つたのは、只だの機械や彈丸の力らにあらずして、日本人全体の血肉が彈丸となつて、彼の露國に打勝つたのであると云はれたが、上人の御一舉一動が其の體、人世の光りとなり、救ひの力となる警句をなして居るのであります。

上人の警句の多い方面はどちらかと云へば、人格の方がよりも主義の方面に多いのであります。此の方面には實に名刀を以て亂麻を斷つが如きものが澤山ある。今其の一を云へば、弘法が法花經を第三戯論と下したるに對し、「弘法は智者なるが故に一を二

と讀む。日蓮は愚者なるが故に一を一と讀む」と仰せられし如き、亦彼の慧覺は佛教大師の跡を受けたれば法華經を第一に置くべきに、それを誤解して理同事勝の邪義を云ひ出したるに對して「鶴の頸を切つてありふるにつやが如し」と破し玉ひし如きは教義上より見て無限の力ある警句であります。然し今日は時間が多くありませんから、この方面は預りにして、上人の人格に關する方面に就ての一班を御話し致さうと思ひます。

上人の人格に就ては、第一に服従に富ませられたことあります。申すまでもなく、人類に服従の徳は極めて必要なるものであります。一家に就て云へば、家族が悉く家長に服従せざれば、其の家は決して榮へません、一家に就て云へば、國民全体が其の國の君主に服従せざれば、其の國は極めて危險であります。それ故宗家に於ても、服従と云ふことは最も懇切に教へてあります。殊に宗教は其の本尊に對しては、無限の服従を教ふるものであります。日蓮上人の人格の一方

を窺ひますと、獨立自重の非常に強烈なる御方であります。又他方には最も服従心に富んで居た人であります。上人が家庭に就て服従の大切なることを教へ玉ひし警句は、「一谷抄に

母に背く妻、父に逆れる夫、重罪にあらずや」と仰せられてあります。彼の基督教が、「我の來りしは、子をして父に背かせ、妻をして夫に背かせんが爲なり」と云ひし如きは、あまり極端なる云ひ方であります。上人の穩健なる此の語に比しては、遠く及ばぬかと思はれます。又師匠に就ての訓誡は、「三藏祈雨抄に温寒ばかりの、智慧だにも候ならば、善智識大切

なり」と

仰せられてあります。又國家に就ては、「淨蓮房抄に王法の重く逆臣の報なり」と。仰せられて、我が國体の上より、大義名分を明らかにして、忠義の重んずべきを教へ玉ふて居る。又佛陀に對しては、如說修行抄に法皇の宣旨背き難ければ、と

仰せられて、佛陀に無限の服従を表し給ふたのであります、これ等の聖語を拜讀致しますれば、上人が服従の美德に富ませられたることは明瞭であろうと思ふ。次に、勤勉に就て云へば、人生に勤勉努力の必要なることは、今更御話すするまでもないことで、佛陀もこの點に就ては、最も懇切なる、教訓を垂れられてあります。上人は非常なる勤勉家で居らせられたのです

善無畏抄に

日本第一の智者となし玉へ、と
祈願を籠め、廣博なる八宗十宗の教義を研鑽し玉ふた
ので、この一事にても充分上人が勤勉の美德を備へら
れたるを伺ひ奉ることが出来る。又佐渡抄の

懶惰怠なるは是佛在世の六師外道か弟子なり、
との一句、松野抄の

徒らに、遊戯雜談のみして明かし暮さん者は、法
師の皮を著たる畜生なり、と
の御文を拜すれば、上人がナマケ嬢の御方であつたこ
とは明白である、我等上人の末弟たる者の片時も忘る

べからざる大切な警句であらうと思ふ

次に「自重心に就ては、元來人間が、一方に服従の德
を備ふると共に、他方に確乎たる、自重心を有するこ

とは、必須欠くべからざる人格の要素でありまして、
上人の警句は、この方面にも多くの異彩を放つて居ります、今や活眼を開いて社會の状態を見まれば、政

治家と云はず、文學者と云はず、宗教家、教育者も、
所謂曲學阿世の徒の多き世の中てあります。世の名
利の爲には、自己の主義を捨て、顧みざること宛も
繁縝を捨つると一般の有様です、然るに上人は

愚人に譽められたらんは第一の耻なり、と
宣言し給ふて、堂々として自己の主張を貫徹し給ひし
如き、實に千斤の重みある警句であります。又乙御前
抄に

今日蓮おろかなりとも、野干と鬼とに劣るべから
ず、と
の給ひ、又佐渡抄の

日蓮は旃多羅が家より出でたり、人身に似て畜身

次に、確信に就て云はゞ、開目抄に

智者に我義破られずば、用ひじとなり、と
の如き、實に萬古不動の大確信である、多くの人々は
利欲のためにも働き難難のためにも節を破るるに、上
人のこの語は如何に堂々たる確信を包めるか、眞に醫
夫をも立たしむる一大警句である。又彼の蒙古來襲の
預言に就て、頼綱が何時頃よせ候やとの間に對して、
經文には、明らかに年月なし、されど天の怒りは
げし、よも今年は過ぎじ、と

仰せられたる如き、斯かる言葉は大なる確信がなけれ
ば、到底發することの出来るものでない、不思議なる
武、上人のこの預言は、適中したのであります。又上
野抄に

日本國一時に信することもあるべし、と

仰せられ、亦法華取要抄に
一天四海に廣布せんこと疑ひなし、と
宣べ玉へる如き、實に猛烈なる確信より出てたる警句
であります

語の人、と
掲言し玉へる如き、實に上人が身を以て、佛陀の預言
を實行し給ひし實驗より來れる警句であります、これ
等の自重心こそ、我が上人の特色であります

(17)

次に、謙讓の徳に就ての誓句を舉ぐれば多々あるのであります。世間の多くは上人の自重の方面や、豪毅の方面は稍々認めて、上人の謙讓の方面は、多く忘れられて居ります。然し上人は非常なる謙讓の徳を有し玉ひし御方でありまして、随つて、この方面に關する誓句も少くないのです。

毒蛇の玉を吐くに似たり
の句は、自らを毒蛇に比し、法華經を宣布し玉ふことを、玉を吐くに似たりと仰せられたる謙讓の叫びてあります、元來大宗教家は、孰れの時代にも、多くは迫害を受くるものであります。釋尊ても、孔子ても、基督教でも、如何に其の時代より迫害を受けたかは、世人の能く知つて居る處であるが、就中上人の如き大迫害に遭遇せられし御方は、古今に殆んど其の例を見ないものである、世間では、上人の迫害の中には、龍の口や、佐渡や、伊東や、小松原の如きは能く知て居りますが、其の他の點は多く氣付かず居ますが、これ等の大難の外、上人の御一生は少しも油斷の出來ない御

生涯であつたのです。彼の阿佛房が、雪中に上人を殺害しやうとして窺ひ寄つたやうのことは澤山あつたのである、佐渡よりの歸り途に於ても如何に危険であつたかを思へば、其の他は推して知るべしてある、然るに上人は

少分の方人仕り候だにも、と

仰せられて、これにつけても、佛陀が法華經の爲に盡されたる御難儀は如何ばかりならんと記るされ、又自らは

理即に秀て、名字に足らず、と

仰せられ、或は

戒徳は備へずとも、智慧はなくとも……、谷の池を不淨なりときらはゞ、蓮を取るべがらず、と仰せられ、自らを谷の池の不淨に譬へ、法華經の功德を蓮の清きに比し玉への如きの類、仔細に御遺文を伺ひ奉れば、上人が如何に謙讓の徳に秀で玉ひしかは明らかであります

次に、抱負に就て云はゞ、顯佛未來記に

宣し、
扶桑第一印度第二なり
と記され、亦

我れ日本の柱とならん、我れ日本の眼目とならん、
我れ日本の大船とならんと誓ひし願破ぶるべからず、と

の玉ひなし、と
の玉ひ、開目抄には
日蓮は法華經の智解は、天台傳教には千分が一分も及ぶことなけれども、難を忍び慈悲すぐれたることは、それをもいだきねべし、と
遊はされ、又八幡抄には
一切衆生の一切の苦を受くるは、悉く是れ日蓮一
云はれ、又

の玉ひし如き、斯かる大抱負は、實に上人の特色中の特色である、彼の秀吉の如きは英雄なりと雖ども、軍事とか、政治とか云ふ方面に秀てたる人に過ぎぬ、上人の如きは心靈の上より、我が國光の大發揮に盡しひたのであります、又彼の三國傑出の各宗の祖師や、高祖の主義に對しては

日出て、後の星の光り、と
喝破し玉ひたので、吾人の到底讃辭を述べ盡すことの出来ない大抱負を有し給ふて居たのである

又上人の慈悲の方面に就ては、諸法實相抄に
鳥と蟲とはなげきも涙をらず、日蓮はなかねきも

次に、剛健の方面に就て云へば、上は國主より下萬民に至るまで上下舉つて、上人を惡み、あらゆる迫害を加へしに、上人は泰然として

悪人あつて留難をなさずば、菩薩の行を成就し難し、と

の玉ひ、又鎌倉幕府の上下が、上人を懸みて、如何なる罪科に處せんかと種々評議をこらし居る由を聞こし召されて「本より存知の旨也」との玉ひ、又彼の龍の口に於て四條金吾が、腹くつろげて只今なりと云つて澄かれしに對し

これ程の悦を笑へよかし、との玉ひし如きは、如何に剛健の氣風に富み玉ひし御方でありしかを知ることが出来ると思ふ、近來世間で能く上人の劇を演じますが、到底上人のこれ等の氣風や品性の萬分の一をも扮出することが出来ないのであります

次に、上人の正直の方面に就て云へば、彼の上人を日頃蛇蝎の如く惡める俗僧が、幕府の奥向の女房共や尼御前等を駆かして、日蓮は故最明寺入道殿や、極樂寺入道殿を地獄に墮ちたりと申せしと訴へしため、召し出だされて、尋問に及ばれし時

この事は時頼殿御存生の時より申せし事なり、と仰せ給ひし堂々たる御言葉は、如何に上人が豪毅にし

日宗新報に寄せて長遠樹師の本門寺復歴問題に賛意を表するの書

山根日東

舊稿終刊の日宗新報は、本年初刊の紙上に慶すべき一個の提案を披露すべき豫告せしが、果然、約を履んで其新年號に之を公にしたり、开は該社の同人にして池上本門寺の執事たる田中義海君の立案に係るものにして、曾て不受不施問題によりて本門寺を除歴せられたる、長遠樹師の復歴案はれなりとす、案の内容は、先づ主案として「池上本門寺十五世より除歴せられたる長遠院日樹上人を復位する事」と標榜し、次に方案として順序的に之を實現すべく、左の三項を列ねたり

(甲) 同意者として日蓮宗寺院住職及前住職中より一千名以上を得べき事

(乙) 賛成者として該宗在籍者及墓門各教團の有志者中より一千名以上を得べき事

(丙) 前二項の得數を了せば、直ちに當該管長及當該本山に具伸して、之が裁許を請ふべき事

而して決案として「主案の裁許を得たる時は、之を同

て而も正直の美風を有し玉ひしかを伺ひ知ることが出来る警句である、又彼の有名な
あのづから横しまにふる雨はあらじ
風こそ夜のまどは打つらめ
の御詠にても、上人の正直の方面を敬慕するに餘りあることと思はれます、其他にまだこの種の警句は多々ありますが、大分時間も経過しましたから今日は少く止めることに致します

(完)



志者に報告し、殊に當該本山の開祖及列聖の碑前に於て、嚴肅なる復歴奉告式を舉行すべき』と宣したり予は此提議に對しては、進んで賛意を呈するに吝ならざるもの、否寧ろ、より以上に熱烈なる誠意を捧げて開を實現するに努めんとするものなり、
田中君の提議が時代の趨勢に適して、宗門統一の上に貢献する所あるは、言ふまでもなき事にして、且つ極めて慎重の態度を以て、之が説明の衝に當らんづ堅實なる思惟を経たる、意氣あり抱負ある重要な提議なることは之を諒す、されど餘りに慎重に馳せ、餘りに穩當を望んで、事の或は可言不可行に終らざるなきやを憂ふ、敢て非議せんとにはあらず、微意實に駁止し難きものあれば也、
何となれば、幸にして一渴千里の勞もて、方案の甲乙兩項各一千名の賛成者を得れば則ち可なり、されど萬一不幸にして、兩者の何れかに規定の賛者を得ず、若くは遲々として朝に二三を得、夕に四五を拾ふが如き姑息の狀態を呈するとせば則ち如何、折角の提案も數年若くは數十年を経ずんば、之を實現するによしなく、何日の間にかは雲散霧消に歸し去らんとはせずや、要するに、斯ることは今少し大膽に、今少し抽速的の

手段に出られんことを望まざるを得ず、是れ予の(乙)賛成者の一人として、より以上に提案者及び(甲)同意者に對して、一段緊約の方法を促す所以なり。さて又右の提議が、本門寺の年賀交換庭に於て披露付議せらるべきこととも、舊謹ある機會に島田東水君より之を聞き得たり、果してその質疑に提せられたるか否、果して何等の異議なくすらと通過したるか否、果して予の愚考するが如き拙速的修正案をも出せし人あるか否、未だ次號の新報を手にせざれば、其詳を知るに由なしと雖も、若し幸に其質疑に於て相當の成績を得たりしならば、此機を逸せず徹と四方に飛ばして可成的多數の(甲)同意者を驅り集め、可成的(乙)賛成者をも徴し、而して必ずしも兩者共一千名と限定せず、熟識真摯なる賛同の多數を得ば、進んで之が決行を速断せられんことを望むものなり。

予淺學極めて宗門の歴史に疎し、されど曾て驅鳥の沙彌として籍を不受不施誦門に掲げしもの、受不受問題に關しては、亦多少の古文書を涉獵せしものなきにあらず、今更茲に死灰を吹かんとにはあらねど、此機を利用して少しく當年の史實を語らん。

人は妙覺寺日奥上人を目するに、偏狹固陋を以てす、

寧んぞ知らん、上人は氣魄あり操持あり、而も度量廣闊にして温乎たる君子人なりしを、さればこそ、其遺影を見るに溫容玉の如く、其筆跡を驗するに氣韻標緻、内本述論に對しては遺著(萬代龜鏡錄)中一言の之に論及せしものなく、特に寛政年中諸門流融合の規約を標榜して、努めて同門鬭争の醜を避け、外權門徒に對しては一步の暇借する所なく、邪僧練意の圓休同を鼓吹するに當りてや、躍然として偉大の筆を呵し、以て圓珠真偽決上下二巻の大作を公にしたり、斯かれば文祿慶長の大佛供養問題に、政道違背の罪名を得て遠離於塔寺の金言を色讀し、丹波小泉に三年、西海對馬に十三年の辛惱を嘗むるも、守節千秋松柏と共に高く、凜として水火猶ほ辭せざりし芳躅は、真乎聖日蓮の門弟子たるの面目を保維したるものと謂ふべく、ゆめ尋常人を以て、上人を月旦すべからざるものあり。

長遠院日樹上人亦一代の教傑、京都の教界が受不受問題に火花を散らすとの消息を手にするや、猛然として蹶起し、東西相應じて折伏の元氣を鼓舞す。風を聞て起つもの、中山の閑居寂淨院日賢、小西の能化日領(小漢前住)、中村の能化遠毒院日充、碑文谷日進、平賀了心院日弘等となす、上人と並べたゞへて之を不受不施人等あり、何れも折伏逆化の論鋒銳利に、三聖共に流竄謫居の身となり、一時世の風潮に連れて、本山の歷代より削除せし事ありしも、維新の當時正義の充實と共に、盡んて之を復歴し上り、宗門中興の偉人として之を敬重尊奉して措かざるなり。

世に日重日乾日遠の三人者を稱して、宗門中興の三聖となす、予を以て之を見るに、何の中興三聖たることか之あらん、却て是れ宗門の中廢者なり、意氣を銷沈せしめ宗格を墜落せしめ、聖日蓮の宗門をして可信仰藍佛教の惡名を譟はせたる、換言すれば、宗門墮落史の一頁を編みみる、講師の所謂宗門の三蠶蟲と稱して可なるものあり。

之を要するに、史實は如上の醜影を残せり、然れども今や時代の進歩と共に、宗門統一の機運は漸く熟して復徒らに閑贋の愚態を演ずるものなく、受不受の論争長へに消へ失せ、本述論亦中央舞臺に其跡を絶ち、僅かに思慮なき一二難兵の小せり合ひを、地方的に暗闘するあるのみ、要山居士の所謂教團の融合も、やがて別の觀念に制せられ、鷄口のから力味をなすものあらずき將來に於て事實として學者、識者、求道家、熱誠家の間に締盟せられなん、若し夫れ、今にして猶ほ派

の關東六聖と稱す、而して上人之が白眉たり、於是乎關東の諸法華宗風靡席捲、勢當るべからざるものあり、身延の兩穩居(日乾日遠)及び當住日遼、之を聞て尙惶江戸城に馳せつけ、遠公の手によりて紀州賴宣公の母堂養珠夫人(家康公の愛妾おまんの方)に泣き付き、かくて政權の力に頼りて、所謂身池對論の幕を開き、威壓柳制理を非に曲げて不受方の隨負に決せしめ、終に樹上人を信州伊奈に配流し、他五師をみな追放に處す、

次て起らしものを平賀本十寺の生知院日進、玉作蓮華寺の明淨院日浣、野呂妙興寺の安國院日講(録内啓蒙の作者)となす、之を不受不施の關東三聖と稱す、亦皆罪を誣られて謫居の身となる(述師は伊豫に、浣師は肥後に、講師は日向佐土原に)

斯くて暮命に依りて、日乾は京都妙覺寺に、日遠は池上本門寺に瑞世し、奥上人は妙覺寺の二十一世を、樹上人は池上の十五世を、何れも除謫せらるゝことゝはなりぬ、他皆或は然らん(碑文谷は後天台宗の管轄に轉せし故論外)

ば、开は寝にあらすんば則ち狂のみ。

然るに今や機熟し時至り、新報誌上樹師復讐の事を聞く、心氣爲めに爽然、敢て蕪文を續りて多年の懲悔を

左は凡そ六七年前予が東京に在るの舊友人古定不斬と語りて考査せし所也、高麗聖人の年譜として未だ全體たらすと雖も、本宗見

女の爲に亦多少の参考たるべきを信じ、雜説統一に授することとなし。其杜撰なる點は幸に學者の校訂に訴ふるものなり。

日蓮聖人年譜 忍水撰

○人皇八十六代後堀川帝

▲貞應元年壬午

二月十六日日蓮聖人「誕生」幼名

時ニ將軍藤原頼經、執權北條義時、二位政子政ヲ

聽ク

善日賡、

貞應二年癸未

道元等入唐、

義時歿、泰時執權トナル、

親鸞宗旨ヲ開ク、

嘉祿元年乙酉

「三歳」

大江廣元歿、政子薨、慈鎮寂

貞應二年丙申

「十四歳」

圓爾宗ニ入ル

嘉祿三年丁酉

「十五歳」

「十六歳」十月十八日道善密師ニ

就テ剃髮ス名ヲ遠長ト改ム（十八歳得度ノ別説アリ）

「十七歳」一切經ヲ讀ミ終ル、鑑

倉遊學、

聖光寂、

延應元年己亥

「十八歳」（別説十月八日得度）

二月後鳥羽法皇隱岐ニ崩ス、

四月六波羅ニ命シテ僧徒ノ帶兵ヲ禁セシム、

仁治元年庚子

「十九歳」

北條時房歿、

仁治二年辛丑

「二十歳」

圓爾宗ヨリ歸ル、圓爾宗爲長ト問答、

四月鑑倉大地震、

山清澄寺ニ入り名ヲ樂王庵ト改ム、

文暦元年甲午

『十三歳』

仲恭院崩、後堀河院崩、

帝讓位、

○第八十七代四條天皇

▲皇祐元年癸巳

『十二歳』五月十二日安房國千光

北條氏式目ヲ頒フ（貞永式目五十條）

明惠寂、

定家歿、

四月鑑倉大地震、

山清澄寺ニ入り名ヲ樂王庵ト改ム、

文暦元年甲午

『十三歳』

仲恭院崩、後堀河院崩、

澄寺ヲ出ヅ、尊海ニ伴ハレテ比叡山ニ登ル、

帝崩ス、恭時歿、順徳院崩、

○第八十八代後嵯峨帝、

寛元元年癸卯、

經時執權トナル、

東福寺建フ、

五月大地震、

寛元二年甲辰、

經時將軍頼經ヲ廢シ藤原頼嗣六歳ニシテ將軍トナ

宣元三年乙巳、

『二十三歳』(十)

『二十四歳』

『二十五歳』横川淨光院ニ住職圖

第八十九代後深草帝、

寛元四年丙午、

『二十六歳』三井寺ヲ出京都ニ至

頼坊兼帯、京都ニ出又三井寺ニ至ル、

經時歿、

寶治元年丁未、

『二十七歳』三井寺ニ出京都ニ至

ル、南都ニ赴キ元興寺興福寺東大寺ニ遊學、

六月三村泰時法華堂ニ自殺ス、

十月誓空寂ス、

寶治二年戊申、

『二十七歳』泉州堺ニ赴ク路ニ江

川吉久ニ遭フ、再ビ奈良ニ入ル、

時頼行脚、長時執權、

赤班亟流行、關東洪水、

前將軍頼經及頼嗣歿、

正嘉元年丁巳、

『三十六歳』

八月大地震、

正嘉二年戊午、

『三十二歳』正月駿州岩本實相寺

ノ經藏ニ入ル、春ノ季父重忠逝去、伯耆坊弟子ト

ナル後ニ日興ト云フ、南條歸信、大土房州ニ歸ル、

亦鎌倉ニ歸ル、

八月大風、

正元元年己未、

大飢饉、大疫病、

帝讓位、

○第九十代龜山帝、

文應元年庚申、

『三十九歳』五月唱法華題目抄成

寺時頼ニ献ス、時頼ト會見、八月名越焼打下總富

ル、七月立正安國論成リ奉行宿屋光則ヲ經テ最明

時頼ニ獻ス、時頼ト會見、八月名越焼打下總富

木ノ館ニ入ル、曾谷、秋元、太田等歸信、名越ニ

庵室ヲ作リ、鎌倉ニ飯ル、吉田家ニ學ブ、

大疫已マズ、

藤原爲長歿、
建長元年己酉、
高野山ニ登ル、
皇宮火、

『二十九歳』大學三郎ニ邂逅ス、

建長二年庚戌、
冷泉爲家ニ學ブ、東寺ニ遊ブ、比叡山ニ歸ル、

建長三年辛亥、
『三十歳』

時頼頼嗣ヲ廢ス、
建長四年壬寅冬、
『三十一歳』比叡山ヲ去ル、

宗尊親王將軍トナル、
建長五年癸丑、
『三十二歳』安房清澄山ニ歸ル、

四月廿八日始メテ題目ヲ唱ヘテ宗旨ヲ建立ス法華

宗是ナリ、名ヲ遷ト改ム、清澄寺ヲ逐ハル、父

母ニ授戒ス、鎌倉ニ出デテ名越ノ草庵ニ住ス、鶴

ケ岡ノ經藏ニ入ル、成辨弟子トナリ日昭ト改ム、
建長六年甲寅、
『三十三歳』庵室ニ說法ヲハジム、

四條頼基歸信、富木胤綱歸信、
建長寺供養、
建長七年乙卯、
庚元元年丙辰、
『三十四歳』述說法、
『三十五歳』工藤、池上、荏原等

弘長元年辛酉、
『四十歳』五月十二日國家諫晚ノ

爲ニ伊豆ニ流罪ス、伊藤朝高歸信ス、江川ニ邂逅

重時歿、

弘長二年壬戌、
法抄成ル、
親鸞寂、
弘長三年癸亥、
『四十二歳』五月一日赦免廿二日

鎌倉ニ飯ル、日持弟子トナル、郷里安房ニ師及ビ

母ヲ訪フ、日向弟子トナル、持法華問答抄ナル、

十一月時頼卒、
十一月時頼卒、
文永元年甲子、
『四十三歳』十一月十一日小松原

法難工藤吉隆之ニ死ス(秋安房ニ飯ルトアラ)、小

松原法難ヨリ三十日以前ニ安房ニ飯リシガ如シ、
山徒園城寺ヲ燒ク、

北條長時卒、政村執權トナル、
文永二年乙丑、
『四十四歳』法華題目抄ナル、
時宗宗尊ヲ逐フ、惟康親王立フ、
文永四年丁卯、
『四十六歳』八月母妙達尼逝去、
笠森寺ニ和歌ヲ詠ズ、日頂弟子トナル、
文永五年戊辰、
『四十七歳』鎌倉ニ歸ル、十一月

ノ書ヲ發ス、

時宗執權トナル、

二月蒙古ノ使始テ好ヲ通セシコトヲ求ム答ヘズ

文永六年己巳

「四十八歳」富士山ニ登ル、十章

抄等ナル、十二月安國論奥書ナル、

元使又來ル、

文永七年庚午

「四十九歳」

文永八年辛未

「五十歳」九月十日（或說八月廿日）問註所ニ尋問、同十二日龍ノ口法難、十月佐渡流罪、阿佛房夫婦弟子トナル、秀句十勝抄ナル

蒙古國號ヲ立テ元ト云フ、元使趙良弼來ル之ヲ逐

文永九年壬申「五十一歳」正月十六日塙原問答、

二月開目抄ナル、新續抄成ル、

二月名越時章入道及ビ弟數時誅セラル、六波羅南方北條時輔誅セラル、

後嵯峨院崩、

文永十年癸酉「五十二歳」四月廿五日觀心本尊抄成ル、七月八日大曼陀羅ヲ顯ス、如說修行抄、當

体義抄成ル、

元使趙良弼來ル、

○第九一代後宇多天皇、

建治元年乙亥、

「五十四歳」撰時抄、身延山記成

ル、四月元使五人來ル、九月元使ヲ龍ノ口ニ斬ル

建治二年丙子

「五十五歳」種々御振舞抄、報恩

抄成ル、

三月幕府高麗ヲ征セントシテ兵ヲ鎮西ニ募ル、

一逼時宗ヲ開ク、

建治三年丁丑、

「五十六歳」四信五品抄、初心成

正月元寇ヲ止メンヲ十二社ニ祈ル

壽福寺朗譽寂、

弘安元年戊寅、

「五十七歳」本尊問答抄成ル、

元忽必烈宋ヲ滅シテ支那全國ヲ一統ス、

弘安二年己卯、

「五十八歳」本門戒體抄成ル、

六月元使范文虎ヲ博多ニ斬ル、

建長寺道隆寂、

も偉大なる人格に據らねば満足せぬことを實見せり：
……愚作（彼の著書の事）の件山根師と相談下されしと

や、それにて安心せり……予は屢醫師に見難され、
今回も見難されたるが、イヤ今は精神修練の實驗最中
なり（此時ほのかに笑む）……薩摩芋の如きは滋養な
きものと心得居たるに、這般醫師より大に滋養分ある
ことを聞きて少しづゝ食ひつゝある處なり」など物語
りたるに今は早、人間の口をもては再び絶対に換語し
がたき境遇と相成り申候。

御存じの通り、清瀬上人には十年前即ち大阪教界活動の節以來の特別の交情を得たる間柄に候へば、特に感概の深きもの有之候。此遷化の報を蓮成寺よりと全
日に大阪の渡邊不染氏より得たるに就て更に思ひ多き事に候、渡邊君は山中氏及び予等と共に清瀬師を補けて彼の大坂統一團を設立したることに候へばに候。

貴下よ、予が去る月東都に遊びたる時憲師の子息が
貴下に宛てたる消息を見て泣き候ひしが、其涙は再び
此大連の地にても流し候を察せられ度候。

貴書にて當地の事委しく書き越せよとのこと、あら
／＼下に書き記すべく候。

眞情流露

新聞主筆 松尾鼓城

▲第一 信

日東法兄貴下の御健祥を祝す

過日仔細なる信書を奉うし嬉しく存候、清瀬日憲僧
正遷化のこと痛嘆の極みに候。愚生大阪出發數日前親
しく病床を訪ひ候處床に宗祖の御肖像を懸け『宗祖の
肖像を拜する以來心氣頗に清快を覺ゆ、信仰は何して

大連は最早平凡なる大連にて戰爭當時にありしが如

き不平均の變調は無之候。それでも湯錢は十錢致居り
家賃は馬鹿に高く候、錠は一寸大きいもので一尾十五
錢位にて候。烟草はスターが四個にて十錢にて買ひ得
られ候、これが内地から見ると一寸變つて居候。

大連の宗教界は、耶蘇教は高大なる教會堂を設け盛
に布教致居り、是れに亞々は淨土宗次に真宗に候。淨
土宗は演説會に甘酒の接待又は淨瑠璃等を加へて布教
候事内地では一寸見られぬ圖に候。日蓮宗の寺院を逢
坂町といふ遊廓の山の手に建立致候、例の如くドコド
ンドコの布教否不教に候、時々夜中提灯行列的に太鼓
にて市中をねりあるき候は奇觀に候。

愚生は、吾社主村松氏夫妻を説き伏せ候を手初に友
人滿鐵會社の池田孤南兄、大連商業主筆白石氏を味方
に付け候、青木光胤と云へるは全窓の友にて大に我義
に耳を傾け候が遺憾なるは、明日當地を出發して鄉里
美作に歸國可致候。社員磯野露城兄と一夜宗教を談し
候處、斯人多少興門派の説を聞きたる人にて、其以來
聖語錄に依つて宗義談をなすを双方とも樂に致居候。

大連は風光よろしき所に候、山に樹木なきは欠點な
れど、曩に兵士の手に依つて植えられたるものは此十
年後には繁茂可致候。

如何に愉快に候か、お察し被下度候。

吾尊敬する日東法兄貴下よ、曾て國友如淡兄將に他
界の人たらんとするの時、人生は活舞臺なりと云へり
と、嗚呼左に候よ、吾半生の舞臺は實に嘆しく候、さ
れど世尊の在し給ふに依りて此間は、笑みも候なれ。

貴下、今時辰は夜の二時を過ぎ候、支那人が遅くま
で賣り歩くアンコロ餅やの聲も聞えずなり候。

法華經講義は聖語錄と共に机上に耀き居候。

貴下、毎晩必定りの謡曲のうなりは今夜に限りて隣
りの家人の耳を驚かすとしく候。空しく「羽衣」は其
處にありて開かれず候。

▲第二信

日東法兄桶下

故日憲上人の遺稿『興國の宗教』は貴師の御盡力に
依りて這般美裝して現れ候由洵に嬉しく候。本年秋小
生東京より歸り上人の病床を見舞候節貴師が其際物語
り相成候出版の御意志相傳へ候。上人眼に涙を湛へ左
も嬉しさに堪へざる心面に表れて『山根師も其慶に思

昨七日當地公會堂に於て皇道會の催にかかる勅語
(去る十四日官報の)奉讀演説會有之、出席辨士は力石
民政署長、川上賣三、當地陸軍運輸部長某陸軍中佐、
金子泰東日報社長(漢字新聞等に候)予も亦委嘱を受
け當日の辨士と相成候、貴下よ予の如きつまらなき者
も尙當地の如き土地にては珍重がられ候は不思議に
候。予の當日の演説が遺祖の御言葉を仰拜借して演題
となし宗義を根底として演述せしは、予の窓かに祖師に
對して感謝する所に候。

當地は寒く相成候、外套を被らてはつめたく候、し
かし案外に暮し好き處に候。先日大石橋を過ぎて營口
に遊び遼河の月に無量の感を謠ひ候。

貴下よ、大連は内地に近く候、近くても海外には相
違なく候、時に夜更け人定りて故山の懸しきこと有之
候。

今宵『統一』百六十三號を手に致候、嚴師日生上人の
講演ながら聽くが如くに候。近來紀野法兄の活動傳
しく存居候。國友法兄の活動は小生内地出發の際既に
始君より聞く所に候しが紙上にて更に明瞭致候。

貴下よ、予が『統一』を手にする時んば、我尊敬する
本宗先輩其他愛友諸氏と目前に會したるの心を生じて

つて呉れて居るのか、あゝ嬉しい、愚著別に社會に益
することもあるまいが、又聊か心配をしたる點もあり
それが出版されるれば外に思ひ遣すこと更になし、あ
ゝ嬉しや」と微笑致され候、今も尙其慈子は眼に見る
如くに候。尚語をついて『時代も變遷へ其著は御存じ
の如く日露戰役に戰勝國の宗教として筆せられしもの
なれば』して居れば否き處に添削等は隨意にて……
それで例の匣底にてもあつたと序して出して貰ふか;
……と一寸愛嬌的な事を申されて左も満足の態にて
候き。今幽かに承れば其邊は貴師のこととて總て御注
意の由、それで故上人の遺言に期せずして一致致候不
思議に候。興國の宗教は全く故上人の本精神こもり居
り、而して其書の社會に紹介さるゝものにして其御勞力を取られ候貴
師の友情の厚きは同時に本宗教義發展の聖業を併せた
るものとして小生の感涙を催す處に候。貴師が故上人
に厚き御關係を有せるゝ如く小生も亦厚き關係を有し
居り、近く候はゞ何かに御相談相手とも可相成に开も
協はず遺憾の次第に候。

『胸迫り』と申事よく申候が、今小生は此手紙を認め
つゝ胸迫りて思ふことも書げず候。只小生は貴師の如

何に友情に厚き人なるかを幾度か實見して誠に頼母數
慕念に堪へず候。

法兄よ

此筆は進まず候、されど此筆を捨つる事も惜しく覺え
候。小生は今異域にありて細き燈下に、大阪の天を想起
し、彼統一團時代の事を想起し、貴師と故上人の住
職たる達成精舍に初めて遙遠せしことを想起し、又直
に一轉彼の管長日遊上人御辭職時代に上東ありし故上
人及び當時の貴師を想起しなどして無限の感に打たれ
候。親友國友如淡兄臺灣に逝くの時、人世は芝居の幕
なりと申候由、實に吾人等は演劇の幕をくり返しつゝ
ある役者にて候か。小生は貴師が故上人の多くを知り
給ふ如く亦知るものに候が、故上人の大阪に於ける幕
に依つて出來せん『異國の宗教』が小生の手に着し候
はゞ更に其懷舊の情は繁く胸裡に通ふべく候はむ。噫。
終りに望み貴師の御友情に厚きを謝し、其書が世に
益するの功德を慶し候。敬具。臘月十七日夜認む。

老松の岩根にしはし杖とめて
年をことほく風情ゆかしき
祝 古 稀 田上 日篤
老ゆる身と思ふは常のならひなり
法の身なれば千代も八千代も 原田 容廣
七十路にみてるいさほし仰きつゝ
法の身なれば千代も八千代も 原田 容廣
壽 赤羽 日揮
いく千代もかはらぬ色のくれ竹は 君のよはひのたくひなるらん 森川 日修
壇川の流れもしよすみぬらむ 千代さかへぬる松のしつくこ 金坂 乾受
國くは七十路はもなか千代かけて
壽 渡邊 乾航
師の君の今日のむしろは限りなき 法の鶴をほくにそありける 野老 乾爲
打かれし杖のありかや寒牡丹 祝日航上人古稀
舞松の比からしつよし枝の振 奉賀古稀祝宴
水野 乾誠

雜報

○大僧正錦織日航上人の古稀、の賀宴は、舊鹽東金
町本漸寺に於て開かれたり、會する者五十餘名、今什
吟を得たれば、左に載することにし
寄松祝七十年をことほくならひあれは
雪霜をしのひくて岡の上に
岩のねの根さしもかたき老松は
錦織上人の古稀を祝す
葉色さかへて幾千代やへん
七十路をくりかへしつゝ十かへりの
松の千年世の所縁にはして
航上人の古稀を祝ふて 中村 日篤
御佛とみそしの中に立給ふ
君か壽祝ふ今日かな
祝 古 稀
君ならてたれかは數へつくすへき
まつにすこもる鶴のよはひを
寄 松 祝
君か壽祝ふ今日かな
柳澤 龍川
天壽彌高七十春 揚々意氣徳彬々
佳名灼焯聞天下 元是神仙不老身
○千葉縣下縪素諸氏の活動 本宗管長貌下は社會改
善に盡瘁あらせられ、縪に調諭を發せられて僧侶の本
分を自覺して、師主世尊の社會方面の調諭を活現すべ
き旨を諄々乎として慈父の愛子に於けるが如く、教訓
を加へられたり、尙活動の一着手として、千葉縣下
の風尚を一掃すべきことになり、今回全縣知事の賛同
を得て尙風會を設立する運びになり、且つ品川町に
於ても管長貌下の御指導の下に、良風會の復活を見る
に至るべし、その詳細は次號に委しく報道することに
して、此には尙風會設立の趣意及び規則書を紹介せん
し
尚風會趣意

社會ノ改善向上ヲ期スルハ外交軍事ト並ンデ今ヤ世
界ノ三大政策トナレリ、官民上下權義是レ争フノ時
ハ去リテ貧富賢愚ノ間ニ父子兄弟ノ眞情ヲ抱カシメ
シ社會改善ノ事タル其範圍極メニ廣フシテ其種類亦
因テ以テ秩序アリ光明アル社會ヲ「出セントス、蓋

決シテ少ナカラズ然レドモ之ヲ約言スレバ身体ノ健全ト生活ノ安固トヲ計リ進ンデ風氣品性ノ向上ヲ促スヲ以テ要諦トナス、而シテコノ希望ヲ達セントスルモノ是レ則チ政治ノ眞髓教育ノ目的ニシテ亦是レ宗教ノ本旨ナラズンバアラズ、我が國ニハ政治教育等ノ機關各備ハリテコノ目的ノ爲メニ奮進努力シツヽアルヲ見ル、然レドモ社會改善ノ事タル難中ノ難事ニシテ此等機關ノ外ニ尤モ熱誠ナル精神的協同ヨリ成レル正義ノ團結力ヲ以テ當ラズンバ充全ノ奏効或ハ望ミ難カラシ茲ニ千葉縣下ニ於テモ教育、衛生、自治、經濟、道德、宗教、風俗、習慣等ニ就イテ風氣品性ノ改善向上ヲ期圖スベキモノ決テ少ナカラザルベシト信ズ、依テ之ヲ講究シソノ現ヲ期スル爲メニ廣ク縣下ノ同志ヲ結合シ之ヲ尙風會ト名ケ聊カ縣下ノ改善向上ニ資スル所アラントレ本會ノ起ル所以ナリ、苟モ身ヲ政治教育宗教衛生自治殖產ニ委スルノ士女ハ勿論全縣民呼應シテ同志ノ雲ノ如ク集リ熱誠天ヲ衝テ四方ヲ風靡シ以テ本會ノ事業ヲシテ永久生命アリ光明アラシメヨ

明治四十一年十二月

發起者(イロハ順)

山武郡東金町
山武銀行頭取 石井貫一
全郡大網町
山武銀行支配人 岩佐春治

長生郡茂原町
茂原倉庫會社長 林太喜一郎
京都二條妙滿寺管長
大僧正 本多日生
大僧正錦織日航
茂原大成學館長
學士 千葉彌治馬
縣立茂原農學校長
學士 加藤忠治
山武郡源村布田樂王寺
大僧正 中田日達
千葉郡濱野村本行寺
農學士 正中田日達
山武郡大網町蓮照寺
大僧正 乾信
山武郡源村極樂寺
僧全 郡源村長 村田乾信
山武郡東金町
大僧正 山岡俊
山武郡大網町
僧全 郡長山本八三郎
千葉郡東金町西福寺
農學士 正山岡俊
山武郡東金町
僧全 郡長山本八三郎
千葉郡長生郡豊榮村
僧全 郡長山本八三郎
靜和女學校長 白井勇次郎
茂原大成學館教頭

文 學 士 日 野 厚 信
山武郡東金町本漸寺
權 借 都 森 川 寛 行
千葉縣知事 有吉忠一

向風會規則

第一條 本會ハ向風會ト稱ス

第二條 事務所ヲ東金ニ置キ縣下必要ノ地ニ支所ヲ設ク

第三條 本會ハ第四條ノ方法ニ依リ縣民ノ風氣品性ノ改善向上ヲ圖ルヲ以テ目的トス

第四條 本會ハ目的ヲ達スル爲メ左ノ事項ヲ行フ
一縣下ニ於ケル教育、衛生、自治、經濟、道德、宗教、風俗、習慣等ニ就テ風氣品性上改善スベキ事項、及ビ其ノ改善ノ方法ヲ講究スルコト
一時々各處ニ講演會ヲ開イテ改善ノ實現ヲ圖ルコト

一毎年一回有益ナル講習會ヲ開設シテ改善ノ理想ヲ普及セシムルコト

一各處ニ圖書閱覽所ヲ設ケテ有益ナル書籍ヲ綴覽セシムルコト

一本會ノ記事ハ代用機關ヲ以テ會員ニ頒ツコトアルベシ
ニ資スルコト

第一前各項ノ外幹事會ニ於テ必要ト認メタル事項
第五條 本會ハ毎年一回適宜ノ地ニ大會ヲ開キ左ノ事項ヲ行フ
一前年度ノ事務及ビ會計報告
一議事
一講話及ビ吟興

第六條 本會ハ會員ヲ以テ組織ス
第七條 會員ヲ分ラ名譽會員特別會員及ビ正會員ノ三トス
名譽會員ハ本會ニ特功アル者又ハ地位德望アル人ヲ推薦ス
特別會員ハ毎年會費金五十錢以上ヲ納メ本年擴張ノ爲メニ努力スル人ヲ推薦ス
正會員ハ毎年會費金五十錢以上ヲ納ムル者トス
一時金十圓以上ヲ寄附スル者ハ前項ノ會費ヲ要セズ

第八條 會員タラント欲スル者ハ住所氏名ヲ記シテ申出ベシ異動アリタルトキ又同ジ退會セントスルトキハ事務所ニ申出フベシ
第九條 會員ニシテ會員タルノ名譽ヲ毀損スベキ行為アリタルトキハ幹事會ノ決議ヲ以テ除名スルコトアルベシ
第十條 本會ニ左ノ役員ヲ設ク
一幹事長 一名
二幹事 若干名

三會 計若干名

第十一条 幹事長ハ幹事ノ互選ニ依リ之ヲ選出ス
幹事ハ大會ニ於テ之ヲ選出ス
會計ハ幹事ノ協議ニ依リ之ヲ屬托ス
役員ノ任期ハ二ヶ年トス再選ヲ妨ケズ
補缺ハ前任者ノ任期ニ依ル

第十二条 幹事長ハ會務ノ統一ヲ計リ本會ヲ代表ス

幹事ハ幹事長ト力ヲ合セ會務ヲ分掌ス

會計ハ出納ヲ掌ル

第十三条 本會ノ出納其他重要ナル事項ハ幹事會ニ

於テ決ス

幹事會ハ必要ニ應ジ幹事長之ヲ召集ス

幹事長事故アル時ハ幹事中ノ年長者之ヲ代理ス

二依リ成立ス

金員ハ銀行預金ト爲シ之ヲ保管ス

會計年度ハ毎年四月一日ニ始マリ翌年三月三十一

日ヲ以テ終ル

第十五条 本會則變更ノ必要アル時ハ幹事三分二以

上ノ同意ヲ得テ之ヲ行フ

第十六条 本會創立ノ際ニ於ケル幹事會ノ事務ハ發

起者ニ於テ之ヲ行フ

本會ノ設立ニ關スル費用ハ幹事會ノ議決ヲ經本會

ノ資產ヲ以テ之ニ充ツルコトヲ得

千葉縣東金町 尚風會事務所

天晴會の發會式概況

至誠敬虔の軀度もて、日蓮上人の人格と主義とを續仰すべく組織せられ、上人の高著本尊抄中の一節『天晴地明、證法華者可得世法歟』の聖語に因りて、命名せられたる天晴會は、一月十五日午後四時を期して、神田一橋學士會に其發會の式典を舉行せられたり。さしも降りに降りたる雪は、村消の痕未だ消へなくして、一天拭ふが如く晴れ渡りて、木の芽も春の來れるが如く思はるゝばかり、げに『天晴地明』の好天氣、何となく幸先のよき心地せられぬ、されば雪融の泥濘も物かは發起者の誰れ彼れ、會員の道俗、豫定の時間前より詰かけ、野口日主及國友守屋の兩文學士等の遠隔の地に各その本務に忙はしきと、鈴木充美氏の業務用にて鞍馬島松に、國府犀東氏の聖祖遺跡踏査の爲め叡山の雪中に、三上博士の公務上伊豆伊東に、田中智學居士の養病の爲め山陰の温泉に、信夫恕軒翁の老体所勞の爲めに、小笠原子爵の母堂の大患に侍せる爲めに、赤尾辨護士の業務用にて甲府地方に出張せる爲めに、綾部國次郎君の徳島縣旅行中にて參會し得ざりし外、其熱心感するの外なきなり。塵て時針の四時を報ずるや、兼て掲出せし一、發起者

○妙興研究會 同會納會は舊曆十八日を以て日本橋區箱崎町四の一松本辨護士宅に開かれたり、實前の供物莊嚴等は大賤、松本兩氏が趣向を凝らせる同會一流のものにて、密相林檎其他海陸山野の菓物の布置よろしく、香華燈影燐として鮮かなる中に清楚崇高の趣きあり、午後二時半講師本多大僧正の導師にて、實前は「本化の祈禱」といへる講題にて、先づ道妙禪門抄の祈禱に關する聖訓を拜讀し、其れより祈禱の字義、利益應驗の原理、祈禱に關する迷謬、感應利益に就きこの二面の要義等を簡短に講述したり、次に本多大僧正の終りに際し、同會幹事辨護士三石賤勇君母堂の逝去に對する箇短なる追向ありて閉會を告げたり、此日會員の集まるもの約二十餘名、年未多忙の際なるにも關らず、皆終始熱心に傾聽せり、閉會後同所美屋古亭にて講師に對する慰勞旁々忘年會を開き、席上牧野賤男の憂宗憲慨談、赤尾藤吉郎君の日蓮上人の人格に關する感想、加藤海軍主計大監及大貫綾部南氏の信仰談、松本郡太郎氏の門下統一意見、本多講師の宗門發展の理想等、清談快論湧くが如く、和氣洋々たる中に一同散會せるは夜の十時半頃なりき。

鳴りも止まず歎聲涌くが如くに、斯くて晚餐を畢ると同時に、一同ものがじ、散會したり、次回は二月第二の十曜日(十三日)午後四時右同所にて開會、三宅博士及天觀居士の講演ある筈なり、因みに該日會員外として、國民新聞の記者坂本辰之助氏列席せられたり。今本會の會規と其會員及び新に撰定せられたる幹事を左に列記せん。

會規

- 一、本會ハ天晴會ト稱ス
(天晴地明議法華者可得世法ノ聖語ニ因ル)
- 二、本會ノ目的ハ各自修養ノ爲メ敬虔ナル態度ヲ以テ日蓮上人ノ大格及主義ヲ鑽仰シ進デ上人敬慕者ノ善友タラフヲ期ス
- 三、本會々員タラフト欲スル者ハ會員ノ紹介ニ依リ幹事會ノ承諾ヲ經ルヲ要ス
- 四、本會ノ會合ハ毎月第二土曜日トシ會場ハ幹事ニ於テ之ヲ定ム
但シ幹事會ノ決定ニ依リ臨時會ヲ開クコトアルベシ
- 五、本會ノ會費ハ毎月照常酌定ス
- 六、本會ニ會事若干名ヲ設ク
但シ幹事ハ會員ノ協議ヲ以テ之ヲ定ム
- 七、本會ノ事務ハ淺草區新谷町慶印寺内ニ於テ掌理ス
(已上)

明治四十二年一月十五日 天 晴 會

天晴々會員列名(イロハ順)

日本橋區本石町

衆議院議員 板倉

芝區二本榎町圓真寺 遣文錄再訂者 稲田 海素

小石川雜司ケ谷本教寺 同 教授 井 村 日 咸

荏原郡品川町南五丁目妙國寺 顯本宗管長 本 多 日 生

荏原郡大崎村 日宗大學教授 富田 海音

日本橋區築研塙町一九 妙典研究會員講頭 大 貫 忠 次 郎

豊多摩郡中野町中野一六三五 日宗布教院長 詩 田 堯 悅

芝區二本榎町承教寺内 海軍主計大監 加藤 八太郎

荏原郡池上村日宗新報社 日宗新報主幹 加藤 文雅

大崎村 大崎村 日宗大學教頭 風間隨學

日本橋區下谷町三八 日宗新報主幹 加藤 文雅

下谷區二長町三八 牧野 賤男

淺草區吉野町安盛寺 農謙士

顯本宗教務部長 藤崎 通明

静岡市在千代田村沓谷蓮永寺 藤崎 通明

荏原郡下流谷村二六八 小 泉 日 慶

四谷區水住町二 文學士 小 林 一 郎

在原郡大崎町下大崎一八三 文學士 小 林 一 郎

小石川區指ヶ谷町 農謙士 赤尾藤吉郎

京橋區南新堀町一ノ十一 文學博士 姉崎 正治

淺草區永住町妙經寺 顯本宗東京管事 里見 日 潮

小石川區原町 東洋大學教授 境 野

荏原郡品川町南馬場妙蓮寺 統一記者 笠川 真 聰

赤坂區表町 文學博士 三宅 雄二郎

京都府河鹿郡綾部町了圓寺 顯本宗宗務總監 山根 日 乾

京都府河鹿郡綾部町了圓寺 文學士 國 友 日 斌

京都府二條寺町妙滿寺 會社員 野坂桂三

京都府二條寺町妙滿寺 文學士 國 友 日 斌

麻布區北新門前町三 會社員 野坂桂三

京都府河鹿郡綾部町了圓寺 文學士 國 友 日 斌

淺草區新谷町一四慶印寺 顯本宗宗務總監 山根 日 乾

小川區茗荷谷町茗荷學園 日宗學生團主幹 山田 一英

日本橋區箱崎町四ノ一 顯本宗宗務總監 山根 日 乾

妙興研究會主幹辨護士 橋本郡太郎

小石川區千駄木林町 文學博士 三上 參次

日本橋區通三丁目五 拝謹士 箱崎町四ノ一 松本方明 法學士 清江

名古屋市東區東新町 唯一佛教主筆 柴崎守雄

荏原郡大崎町桐ヶ谷二三 日宗大學教授 清江

上桐ヶ谷三九 上桐ヶ谷三九 水龍山

全上桐ヶ谷上朱田一詮 覚圓

千葉縣習志野歩兵第四九聯隊ノ六 文學士 守屋貢

淺草區南松山町法成寺 顯本宗大學林教授 關田養叔

麻布區材木町六三 辨護士 鈴木充美

日本橋區上橫町一一 衆議院議員 鈴木力

淺草區吉野町關常寺 顯本宗甲第三三號 戊申詔書體本下付相成候條

心ヲ振作シ國運發展ノ基ヲ鞏固ナラシムルニ努メ

天晴會幹事 本多日生
高島平三
山根一日
松本郡太
姉清水田正英
田龍一郎治山能

告 知 内務省宗甲第三三號 戊申詔書體本下付相成候條

聖旨ヲ奉載シテ一層部下ヲ督勵シ教導接化ノ際民

ラレ度依命及通達候也

明治四十一年十二月十六日

内務省宗教局長斯波淳六郎

顯本宗宗務廳錄事

顯本法華宗管長本多日生殿
明治四十一年十二月十五日戊申詔書體本管長へ下附相
成、次デ右之通り御通達相成候條、本宗僧俗ニ於テハ
聖旨ヲ奉載シ國運ノ發展ニ資スル様心得ベシ
右告知ス

明治四十二年一月

顯本法華宗宗務廳

顯本法華宗管長本多日生殿
千葉縣下住職及教師一般

其縣下道俗有志ノ設立ニ係ル尚風會ノ議其趣意書ニ示
スガ如ク國運ノ發展ニ伴ヒ世道人心ヲ裨益シ社會ノ向
上改善ヲ期圖スル妙好ノ設備タルトハ今更言フ迄モナ

キ事ニシテ身教職ノ責ニ列スルモノハ特ニ甚大ノ翼賛
ヲ此會ニ與ヘ左提右携其發揚ヲ庶幾スペク昨四十一年

十二月八日ヲ以テ發セラレタル管長貌下ノ訓諭ヲ奉戴
シテ此際一臘題惣事ニ當ルベシ

右特ニ令達候事
明治四十二年一月十三日

宗務總監 權僧正 山根 日東

異動報告

命小笠原島布教觀察一區本興寺社 僧行都
改名日咸(二、十七許可) 僧行都
教師臨時檢定試驗委員ラ命ズ 僧行都
權僧正 山根 日東

教學財團基金寄附申込表 第廿五回(品川支局)
金貯圓 千葉縣山武郡東金町妙福寺檀家
金貯圓 大野德右衛門 佐瀬哲次郎
金貯圓 早野佐久郎 金貯圓
吉野吉太郎 西尾雄吉
安田祥輔 全全
金貯圓 伊保内日海
增田榮次郎 手島己之司
秋山喜重
野島一太郎
小倉熊太郎
村上安太郎
増田榮次郎

教學財團公告

顯本法華宗管長本多日生殿
明治四十一年十二月十五日戊申詔書體本管長へ下附相
成、次デ右之通り御通達相成候條、本宗僧俗ニ於テハ
聖旨ヲ奉載シ國運ノ發展ニ資スル様心得ベシ
右告知ス

明治四十二年一月

顯本法華宗宗務廳

顯本法華宗管長本多日生殿
千葉縣下住職及教師一般

其縣下道俗有志ノ設立ニ係ル尚風會ノ議其趣意書ニ示
スガ如ク國運ノ發展ニ伴ヒ世道人心ヲ裨益シ社會ノ向
上改善ヲ期圖スル妙好ノ設備タルトハ今更言フ迄モナ

キ事ニシテ身教職ノ責ニ列スルモノハ特ニ甚大ノ翼賛
ヲ此會ニ與ヘ左提右携其發揚ヲ庶幾スペク昨四十一年

十二月八日ヲ以テ發セラレタル管長貌下ノ訓諭ヲ奉戴
シテ此際一臘題惣事ニ當ルベシ

右特ニ令達候事
明治四十二年一月十三日

宗務總監 權僧正 山根 日東

異動報告

命小笠原島布教觀察一區本興寺社 僧行都
改名日咸(二、十七許可) 僧行都
教師臨時檢定試驗委員ラ命ズ 僧行都
權僧正 山根 日東

金貯圓 千葉縣山武郡東金町妙福寺檀家
金貯圓 大野德右衛門 佐瀬哲次郎
金貯圓 早野佐久郎 金貯圓
吉野吉太郎 西尾雄吉
安田祥輔 全全
金貯圓 伊保内日海
增田榮次郎 手島己之司
秋山喜重
野島一太郎
小倉熊太郎
村上安太郎
増田榮次郎

教學財團基金寄附申込表 第廿五回(品川支局)
金貯圓 千葉縣山武郡東金町妙福寺檀家
金貯圓 大野德右衛門 佐瀬哲次郎
金貯圓 早野佐久郎 金貯圓
吉野吉太郎 西尾雄吉
安田祥輔 全全
金貯圓 伊保内日海
增田榮次郎 手島己之司
秋山喜重
野島一太郎
小倉熊太郎
村上安太郎
増田榮次郎

異動報告

命小笠原島布教觀察一區本興寺社 僧行都
改名日咸(二、十七許可) 僧行都
教師臨時檢定試驗委員ラ命ズ 僧行都
權僧正 山根 日東

賀 改 曆

中 村 乾 信

文學士

謹 賀 新 年

大 橋 日 襲

賀

謹 賀 新 年

岡 本 圓 正

在 大連

謹 賀 新 年

新 年

謹 新 年

統一團編輯局一同

祝 歲 旦

本宗大學林
今 成 乾 養
關 田 日

千葉縣支學林

齊 藤 海

木 村 乾

土 屋 真

幡 親

應 種 行 行 隆 明 虛 行 教 唱 學 一

國 笹 川 友 木 森 成 秋 木 梶 森 囋 顯 義 顯 忍 日 寛 泰 日 日 日

在 大連

秋 小 内 村 葉 川 尾 北 澤 久 太 郎

大 川 高 田 日 専 日

津 山 本 運 寺

吉 塚 通 名

木 信 荣

久 留 米 市 本 泰 寺

正

謹 賀 新 年

京 橋 區 大 錯 町 十 四 級 一 印 刷 所

正

叔 中 容

賀 正

謹 賀 新 年

正

一 誌 料

發 行 期 日

每月 一 回 十 五 日

則 角

一 誌 料

明治四十二年一月十五日印刷發行

印 刷 所

印 刷 人

編 輯 人

發 行 人

印 刷 所

印 刷 人

正

住 所 氏 名 を 楷 書 に て 認 め ら れ た し
振 替 金 を 使 と す、 拂 用 紙 は 最 寄
郵 便 局 よ り 受 取 ら れ た し、 但 し 此 の
場 合 は 誌 料 の 外 に 金 貳 錢 を 振 替 口 座
手 数 料 と し て 餘 分 に 拂 込 あ 里 た し

東 京 府 荘 原 郡 品 川 町 大 字 南 品 川 宿 四 百 十 二 番 地
振 替 貯 金 番 號 東 京 一一九
一 統 團



(印) 三 法 堂 法 布 目

小 包

郵 卷 四 錢

二 法 堂

諸 発 賣 目 錄

(正 價 付)

價 院 付 目 彙

被 彙

佛 具

書 彙

各 宗

御 具

佛 具

書 彙

本 山

通 用

佛 具

書 彙

大 通

中 郡

本 島

入 町

下 小

西 三

入 修

三 法 堂

表 各

佛 具

師 師

三 法 堂

發 行 所

(振 替 貯 金 番 號 東 京 一一九)
一 統 團

統一

第一百六十八號